三　事件の表示
四　附属書類の表示
五　年月日
六　裁判所の表示
七　申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号
八　対象債権者又はその代理人の郵便番号及び電話番号
九　指定確認調査機関の郵便番号及び電話番号

3　第一項の申立書には、早期事業再生計画及び法第十五条第一項の調査の結果を記載した書面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　対象債権者の数に一を加えた数の申立書の写し
二　申立人が法第三条第一項の確認を受けたことを証する書面
三　対象債権者集会において可決された権利変更議案の内容を記載した書面
四　対象債権者集会の議事録の写し

（申立人に対する資料の提出の求め）

第五条　裁判所は、法第二十六条第一項の申立てをした者に対し、同項の申立てに係る申立書及び当該申立書に添付すべき書類のほか、申立てを理由付ける事実に関する資料その他同項の申立てに係る非訟事件の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

（申立書の写しの送付）

第六条　裁判所は、法第二十六条第一項の申立てがあったときは、対象債権者に対し、当該申立てに係る申立書の写しを送付しなければならない。

（指定確認調査機関への通知）

第七条　裁判所は、法第七条第七項（法第八条第六項及び第二十七条第七項において準用する場合を含む。）に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、その旨を指定確認調査機関に通知しなければならない。

一　法第七条第一項又は第八条第一項の申立てが取り下げられ、又は当該申立てが却下され、若しくは棄却された場合
二　法第二十六条第一項の申立てが取り下げられ、又は当該申立てが却下された場合

（対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧等の請求の方式等・法第三十五条）

第八条　対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は対象債権者集会決議関連事件に関する事項の証明書の交付の請求は、書面でしなければならない。

2　前項の請求（対象債権者集会決議関連事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、対象債権者集会決議関連事件の記録中の当該請求に係る部分を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。

3　対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧又は謄写は、その対象となる書面を提出した者からその写しが提出された場合には、提出された写しによってさせることができる。

（閲覧等の制限の申立ての方式等・法第三十五条）

第九条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第一項から第七項までの規定は、対象債権者集会決議関連事件の記録について準用する。

2　前項において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文又は第七項の規定により文書その他の物件（以下この項及び次条において「文書等」という。）から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

（支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式・法第三十九条）

第十条　法第三十九条第一項の申立ては、書面で、かつ、支障部分を特定してしなければならない。

2　確認事業者は、自らが提出する文書等について前項の申立てをするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならない。

3　第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書等から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書等の全部であるときは、この限りでない。

4　法第三十九条第一項の規定による決定においては、支障部分を特定しなければならない。

5　前項の決定があったときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定により特定された支障部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てにより特定された支障部分と当該決定により特定された支障部分とが同一である場合は、この限りでない。

6　法第三十九条第三項の申立ては、書面でしなければならない。

7　法第三十九条第一項の規定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該法第三十九条第一項の規定による決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

8　第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書等から支障部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

（意見の陳述の方式・法第四十二条等）

第十一条　対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における意見の陳述は、書面でしなければならない。

（破産手続等における申立書の記載事項の特則等・法第七十九条）

第十二条　確認事業者についての次の各号に掲げる申立てをする者は、当該各号に定める者が確認事業者であることを知っているときは、次の各号に掲げる申立てに係る申立書に当該各号に定める者が確認事業者である旨並びに指定確認調査機関の名称及び主たる営業所又は事業所をも記載するものとする。

一　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二十五条第一項の規定による禁止の命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第一項の規定による処分又は破産手続開始の申立て　債務者
二　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十七条第一項の規定による禁止の命令、同法第三十条第一項の規定による保全処分、同法第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の処分又は再生手続開始の申立て　再生債務者
三　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二十五条第一項の規定による禁止の命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の処分又は更生手続開始の申立て　更生手続開始の申立てに係る株式会社
四　会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百四十条第二項の規定による保全処分又は特別清算開始の申立て　同法第四百七十五条の規定により清算をする株式会社

2　確認事業者は、自らについて法第七十九条第一項各号に掲げる手続が係属していることを知ったときは、遅滞なく、同項各号に掲げる手続が係属している裁判所に対し、自らが確認事業者である旨並びに指定確認調査機関の名称及び主たる営業所又は事業所を書面で報告しなければならない。

3　法第七十九条第一項の規定による指定確認調査機関の意見の陳述は、書面でしなければならない。

附　則

この規則は、法の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦